

愛川町オープンデータ利用規約

愛川町オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、愛川町オープンデータライブラリー（以下「本サイト」という。）の利用についての規約です。

本サイトでは、愛川町（以下「本町」という。）が所管する情報の提供サービス（以下「サービス」という。）を行っています。

サービスのご利用の際には、本規約に従っていただくようお願いいたします。

1 利用に当たって

サービスのご利用をもって本規約の内容を承諾したものとみなします。

また、本規約の内容は、必要に応じて予告なしに変更することがありますので、サービスのご利用に際しては、本ページで利用規約の最新の内容を確認してください。

2 リンクについて

本サイトへのリンクは、原則フリーです。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合には、この限りではありません。

また、リンク元サイトのコンテンツが公序良俗に反するものや、法令等に違反し、または違反するおそれがある内容を含むものと認められる場合には、リンクはお断りします。

リンクの設定をされる際は、本サイトへのリンクである旨を明示することとし、本サイトが他のホームページ中に組み込まれるような設定はしないでください。

3 知的財産権について

（1）知的財産権の取扱い

サービスの利用者は、知的財産権を尊重するものとし、本サイトで提供されている情報等に関する以下の事項について理解した上で、情報等の取扱いについては慎重な配慮を行うようにしてください。

（2）著作権意思表示

本サイトで公開しているデータの著作権は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 のもとでライセンスされています。

（3）クレジットの記載

ライセンスされている著作物を改変せずにそのまま複製して利用されるときは、以下のクレジットを記載してください。

[ライセンスされている著作物のタイトル]、愛川町、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0>)

ライセンスされている著作物を改変して利用されるときは、以下のクレジットを記載してください。

この[作品・アプリ・データベース等]は以下の著作物を改変して利用しています。
[ライセンスされている著作物のタイトル]、愛川町、クリエイティブ・コモンズ・
ライセンス 表示 4.0 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0>)

なお、ライセンスの URL は文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・
ライセンス 表示 4.0」の文字部分などにハイパーリンクを貼る方法で提供することも
可能です。

4 免責事項について

本町では、本サイトに掲載する情報については様々な注意を払っていますが、その内容の完全性、正確性、有用性、安全性等については、いかなる保証を行うものでもありません。

サービスを利用したこと、サービスを利用できなかったこと、サービスに掲載されている情報に基づいて利用者が下した判断及び起こした行動によりどのような結果が発生した場合においても、本町はその責任を負いません。

利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、本町は一切責任を負いません。

本サイト上の全ての掲載情報は、あくまでも掲載時点における情報であり、本サイト上の全ての掲載情報について、事前に予告することなく名称や内容等の改変や削除、サービスの停止を行うことがあります。

本町は、本サイトからリンクされているサイト(以下「リンク先サイト」という。)について、その掲載情報の正確性、合法性等を保証するものではありません。リンク先サイトの利用につき問題が生じた場合は、利用者ご自身の責任で対処してください。

5 本町への弁償について

利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応に関連して本町に費用が発生（賠償金の支払を含む。）した場合には、利用者は当該費用を弁償するものとしします。

6 利用規約違反の発見について

本規約に違反するような行為等を発見された場合には、
gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp までご連絡ください。

7 その他

本規約は、日本国法に従って解釈又は適用されるものとします。

サービスのご利用に関して、現時点では利用料金を請求しておりません。

本町と利用者の中で、本サイト、サービス又は本規約に関して紛争が生じた場合には、相互が満足できる解決を図るため誠実に対応することとします。

なお、上記対応により解決がなされず、司法的判断を求める場合には、本町を管轄区域とする所轄裁判所を第1審の裁判所とします。